

平成27年門真市教育委員会第2回定例会

開催日時 平成27年2月20日（金） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第1号 門真市立公民館条例の全部改正の申出について |
| 日程第4 | 議案第2号 門真市立文化会館条例の全部改正の申出について |
| 日程第5 | 議案第3号 門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について |
| 日程第6 | 議案第4号 門真市立こども発達支援センター条例の一部改正の申出について |
| 日程第7 | 議案第5号 門真市立保育所条例の一部改正の申出について |
| 日程第8 | 議案第6号 門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について |
| 日程第9 | 議案第7号 平成26年度教育費等補正予算の見積り申出について |
| 日程第10 | 議案第8号 平成27年度教育費等当初予算の見積り申出について |
| 日程第11 | 議案第9号 平成27年度教育費等補正予算の見積り申出について |
| 日程第12 | 議案第10号 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関する規則の制定について |
| 日程第13 | 議案第11号 門真市家庭的保育事業等の認可等に関する施行規則の制定について |
| 日程第14 | 議案第12号 門真市立保育所条例施行規則の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第13号 門真市立保育所延長保育実施規則の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第14号 門真市社会教育指導員に関する規則の一部改正について |
| 日程第17 | 諸報告 |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで

出席委員

委員長

長澤 信之

委員長職務代理者	藤原 定壽
委員	磯和 均
委員	桜井 智恵子
教育長	三宅 奎介

事務局出席職員

学校教育部長	藤井 良一
生涯学習部長	柴田 昌彦
こども未来部長	河合 敏和
学校教育部次長	山口 勘治郎
生涯学習部次長	山田 益夫
こども未来部次長	大矢 宏幸
学校教育部総括参事	満永 誠一
学校教育部教育総務課長	西岡 慈敏
学校教育部学校教育課長	上甲 尚
学校教育部学校教育課参事	成田 明子
学校教育部学校教育課参事 兼教育センター長	岩佐 美奈子
生涯学習部生涯学習課長	牧藺 友広
生涯学習部スポーツ振興課長	丹路 保浩
生涯学習部図書館長	西中 敏美
こども未来部こども政策課長	山 敬史
こども未来部こども政策課参事	森 房子
こども未来部子育て支援課長	三宅 聖子
こども未来部保育幼稚園課長	森田 邦裕
こども未来部 こども発達支援センター長	宮下 勝仁

長澤委員長 開会宣告 午後2時

日程第1 会議録署名委員の指名

長澤委員長より 桜井 智恵子 委員を指名

日程第2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3

議案第 1 号 門真市立公民館条例の全部改正の申出について
説明者 牧藪生涯学習課長

議案書 1 ページをご覧ください。

本件は、利用者数の増加及び利用者満足度の向上を図り、生涯学習施設間のネットワークを強化するため、社会教育法第24条の規定に基づき設置している門真市立公民館の管理を、門真市教育委員会が指定管理者に行わせるにつき、門真市立公民館条例の全部を改正するものです。

主な内容でございますが、2 ページ、3 ページをお願いいたします。

第 1 条で本条例の趣旨を、第 2 条で公民館の設置を、第 3 条では公民館の管理を委員会が指定する指定管理者に行わせることができることを規定し、第 4 条では、指定管理者が行う業務の範囲を定めております。

第 7 条では利用の許可について、あらかじめ指定管理者の許可を受けることを、第 8 条では利用許可の制限を、第 9 条では利用許可の取消し等を規定しております。

4 ページ、5 ページをお願いいたします。

第10条では権利譲渡等の禁止を、第12条では原状回復義務を、第13条では損害賠償を、第14条では利用料金を、第15条では委任として、この条例について必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定めることを規定しています。

なお、附則として、本条例の施行日を28年4月1日としております。

[全委員異議なく、可決]

日程第 4

議案第 2 号 門真市立文化会館条例の全部改正の申出について
説明者 牧藪生涯学習課長

議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。

本件は、利用者数の増加及び利用者満足度の向上を図り、生涯学習施設間のネットワークを強化するため、門真市立文化会館の管理を、門真市教育委員会が指定管理者に行わせるにつき、門真市立文化会館条例の全部を改正するものです。

主な内容でございますが、第1条で文化会館の設置を、第2条で文化会館の事業を、第3条では文化会館の管理を委員会が指定する指定管理者に行わせることができることを規定し、第4条では、指定管理者が行う業務の範囲を定めております。

10ページ、11ページをお願いいたします。

第7条では利用の許可について、あらかじめ指定管理者の許可を受けることを、第8条では利用許可の制限を、第9条では利用許可の取消し等を規定しております。

第10条では権利譲渡等の禁止を、第12条では原状回復義務を、第13条では損害賠償を、第14条では利用料金を規定しております。12ページをお願いいたします。

第15条では委任として、この条例について必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定めることを規定しています。

なお、附則として、本条例の施行日を28年4月1日としております。

[全委員異議なく、可決]

日程第5

議案第3号 門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について

説明者 西岡教育総務課長

本件につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たに附属機関を設置する等の見直しを行うとともに、附属機関の委員の報酬額を定める等、所要の改正を行うものです。

それでは、議案書16ページをお願いいたします。

別表に定める附属機関の内容であります。まず、「(仮称)門真市立総合体育館設計業務委託事業者選定委員会」及び「門真市民文化会館舞台設備等大規模改修計画策定業務委託事業者選定委員会」につきましては、担任する事務の役割を満了したため、削除するものです。

次に、門真市教育振興基本計画を策定するために、「門真市教育振興基本計画策定委員会」を、(仮称)門真市立生涯学習複合施設設計に係る委託事業者を選定するために、「(仮称)門真市立生涯学習複合施設設計業務委託事業者選定委員会」を新たに設置するものです。

なお、附則第1項として、この条例は、27年4月1日から施行するものです。また、附則第2項として、本条例の改正に伴い、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正として、別表の「(仮称)門真市立総合体育館設計業務委託事業者選定委員会委員」及び「門真市民文化会館舞台設備等大規模改修計画策定業務委託事業者選定委員会委員」を削除し、「教育振興基本計画策定委員会委員」及び「(仮称)門真市立生涯学習複合施設設計業務委託事業者選定委員会委員」とその委員報酬を追加規定しております。

藤原委員長職務代理者： 教育振興基本計画策定委員会の委員は何人ぐらいを考えていますか。

西岡教育総務課長： 外部委員は5人程度を考えています。

[全委員異議なく、可決]

日程第6

議案第4号 門真市立こども発達支援センター条例の一部改正の
申出について

説明者 宮下こども発達支援センター長

議案書18ページをご覧ください。

本案につきましては、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、門真市立こども発達支援センター条例の一部を改正し、引用条項の整備を行うものでございます。

議案書19ページの新旧対照表、及び議案第4号参考資料をご覧ください。

改正内容といたしましては、これまで児童福祉法第6条の2第2項の児童発達支援、同条第4項の放課後等デイサービス及び同条第5項の保育所等訪問支援事業を実施してまいりましたが、同

条に「小児慢性特定疾病医療支援等の定義」が盛り込まれ、条ずれが生じたことにより、本条例第2条に規定する事業につきまして、それぞれを同法第6条の2の2と改正するものでございます。

なお、施行日は、公布の日でございます。

[全委員異議なく、可決]

日程第7

議案第5号 門真市立保育所条例の一部改正の申出について
説明者 森田保育幼稚園課長

議案書20ページをご覧ください。本議案は、子ども・子育て支援新制度の開始に伴う児童福祉法の改正により、門真市立保育所条例の一部を改正するものでございます。

具体の改正内容でございますが、21ページをご覧ください。

第5条の改正は、児童福祉法の改正において、同法第24条第4項の規定が「保育の実施」より「保育の利用」に変更されたことを受け、本条例につきましても、「保育の実施を受けた児童」より「保育の利用が適当であると認めた児童」に変更するものです。なお、附則といたしまして、本条例の施行日は、27年4月1日としております。

[全委員異議なく、可決]

日程第8

議案第6号 門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について
説明者 成田学校教育課参事

今回の条例改正は、大阪府の臨時的任用職員の給料表及び特殊勤務手当の改定に伴い、任期付市費負担教員の給料表及び特殊勤務手当額をそれに準じたものに改正を行うものであります。併せて、引率行事等に発生する夜間勤務手当の新設を行うものであります。

また、無給の休暇を取得する市費負担教員の給与の取扱いについても新たに明記するものであります。

改正の理由につきましては、任期付市費負担教員の勤務条件を府費負担の常勤講師に準ずるものとしており、26年12月26日付で「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が公布されたことから、本市の任期付市費負担教員の給与および特殊勤務手当額の改定を行うものです。

次に、議案書27ページをご覧ください。夜間勤務手当の追加につきましては、条例第6条に新たな手当の種類として、夜間勤務手当を追記するとともに、任期付市費負担教員の宿泊行事への引率を可能とするため、条例第8条の2に、夜間勤務手当の新設をするものです。夜間勤務手当につきましては、宿泊行事等において、1日15時間30分勤務し、かつ午後10時から翌午前5時までの間に勤務をした場合に支給されます。

次に29ページ第21条の2では、任期付市費負担教員が無給の休暇を取得する場合の、給与の減額方法を明確にするため、任期付市費負担教員の給与の取扱いについて、定めるものです。

なお、附則といたしまして、「この条例は、平成27年4月1日から施行するもの。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行するもの」とありますが、今回の条例第1条については、26年4月1日に遡って適用いたします。

[全委員異議なく、可決]

日程第9

議案第7号 平成26年度教育費等補正予算の見積り申出について
説明者 西岡教育総務課長

今回の補正の内容は、2種類に分類されております。1点目が補助金等の交付額決定に伴う性質のもの、2点目は、主に国において経済対策を兼ねて、地域住民生活等緊急支援のための交付金の新設されたことに伴い、その制度を活用するため、27年度に予定していた事業の前倒しを行うものであります。交付金に該当する事業内容は、地域消費喚起・生活支援型という消費喚起に直接高い効果がある事業及び地方創生先行型という地方単独事業であります。また、その他の国の交付金制度を活用できる事業について

ても追加の補正予算として計上しているものであります。

まず、補助金等の交付額決定等に伴う性質の補正予算から説明させていただきます。

歳出からご説明いたします。議案書36ページをご覧ください。

款、民生費、項、児童福祉費、目、児童措置費23万2千円の増額は、平成25年度児童入所施設措置費等府費負担金について、既交付額と実績額に差異が生じたことから、返還金分を計上しております。

次に、款、教育費、項、保健体育費、目、体育施設費、1,496万9千円の増額は、(仮称)市立総合体育館実施設計業務委託料において、社会資本整備総合交付金が減額されたことに伴い、歳出予算を追加するものであります。

次に、歳入であります。35ページをご覧ください。

款、府支出金、項、府補助金、目、民生費府補助金 3,369万6千円の増額は、子ども・子育て支援事業システム業務委託における安心子ども基金特別対策事業費補助金の交付決定に伴い、計上しております。

次に、教育費府補助金2億1千万円の追加は、第五中学校及び第七中学校給食棟建替における中学校給食導入促進事業補助金の交付決定に伴い、計上しております。

次に、款、繰入金、項、基金繰入金、目、まちづくり整備基金繰入金1,496万9千円の追加は、(仮称)市立総合体育館実施設計業務委託料において、社会資本整備総合交付金が減額されたことに伴い、住宅市街地総合整備事業債が減額となり、減額分の合計をまちづくり整備基金繰入金から充当するものであります。

次に、主に国の経済対策を活用した追加の補正予算について説明させていただきます。

まず、歳出からご説明いたします。議案書39ページをご覧ください。

款、総務費、項、総務管理費、目、文化芸術振興費1,521万2千円の減額は、市民文化会館外壁改修工事における契約金額が確定したことに伴うものであります。

次に、款、民生費 項、児童福祉費 目、児童福祉総務費337万2千円の追加は、地方創生先行型交付金制度を活用し、防災用品備蓄促進事業として、門真市内全14小学校の放課後児童クラブに、非常災害時及び災害訓練に必要な備品購入費を計上しております。

ます。

次に、40ページをご覧ください。

目、児童措置費1億8,208万6千円の追加は、地方創生先行型交付金制度を活用し、保育環境向上事業として、市内の私立保育所・幼稚園・病児保育室等に対する遊具や保育備品等の購入に係る補助金を計上しており、また、地域消費喚起・生活支援型交付金制度を活用し、子育て応援券事業として、保護者の負担軽減及び子育て支援の充実を図るため、認可外保育所利用者に対する認可保育所との保育料の差額補助や一時預かり、病児保育などの子育てサービスに利用いただける「子育て応援券」に要する費用、また、保育所等整備交付金制度が活用し、保育定員拡充事業として、保育定員を拡充する民間事業者に対し、施設改修に対する補助金を、それぞれ計上しております。

次に、41ページをご覧ください。

目、保育園費81万4千円の追加は、地方創生先行型交付金制度を活用し、防災用品備蓄促進事業として、公立保育所での非常災害時及び災害訓練に必要な備品等の購入費用を計上しております。

次に、42ページをご覧ください。

目、こども医療助成費3,107万2千円の追加は、地方創生先行型交付金制度を活用し、こどもの医療費助成の対象年齢を入・通院ともに3学年拡充することに伴う公費負担等を計上しております。

次に、43ページをご覧ください。

款、教育費、項、教育総務費、目、教育振興費487万5千円の追加は、地方創生先行型交付金制度を活用し、学力調査推進事業として、小学校2年生から5年生までの国語・算数の学力調査を行うための委託料及び中学生放課後学習支援 Kadoma ドリカム事業として、学ぶ意欲と能力が高いにも関わらず、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が難しい生徒に対し、学習塾を活用した学習支援をそれぞれ計上しております。

次に、44ページをご覧ください。

項、幼稚園費、目、幼稚園管理費736万3千円の減額は、地方創生先行型交付金制度を活用し、公立幼稚園運営事業として、災害発生時の機能強化を図るための消耗品費分で58万1千円の追加分、また、幼稚園施設整備事業における浜町幼稚園撤去工事に係る実施設計業務委託料並びに撤去工事の契約金額が確定したことに伴い、794万4千円の減額分を計上しております。

次に、45ページをご覧ください。

次に、項、社会教育費 目、社会教育総務費144万7千円の追加は、地方創生先行型交付金制度を活用し、音楽と活気あふれるまちづくり推進事業を計上しております。

次に、目、市民プラザ費2,564万7千円の減額は、市民プラザ外壁改修工事において契約金額が確定したことに伴うものであります。

次に、歳入であります。37ページをご覧ください。

款、国庫支出金、項、国庫補助金 目、総務費国庫補助金891万6千円の追加は、市民文化会館及び市民交流会館運営事業の市民文化会館外壁改修工事に対し、がんばる地域交付金の交付が決定されたことに伴うものであります。

次に、目、民生費国庫補助金1億9,614万2千円の追加は、保育定員拡充に伴う施設整備補助分、子育て応援券事業、こども医療助成事業年齢拡充に係る公費負担等、放課後児童クラブの非常災害対策用の備品等の購入、公立の保育園・幼稚園での防災用品備蓄促進事業、及び保育環境向上事業に対し、地域消費喚起・生活支援型交付金制度及び地方創生先行型交付金制度が活用できることからそれぞれ計上しております。

次に、目、教育費国庫補助金5,772万5千円の追加は、市民プラザ運営事業の市民プラザ外壁改修工事及び旧市立浜町幼稚園園舎等除却事業に対して、がんばる地域交付金が交付決定されたため、また、学力調査推進事業、中学生放課後学習支援 Kadoma ドリカム事業及び音楽と活気のあふれるまちづくり推進事業に対し、地方創生先行型交付金制度が活用できることからそれぞれ計上しております。

次に、款、繰入金 項、基金繰入金、目、文化芸術振興基金繰入金602万8千円の減額は、市民文化会館外壁改修工事において、がんばる地域交付金の交付が決定したことに伴い、繰入金の充当額を減額するものであります。

次に、目、まちづくり整備基金繰入金1,703万3千円の減額は、旧市立浜町幼稚園園舎等除却事業において、がんばる地域交付金の交付が決定したことに伴い、繰入金の充当額を減額するものであります。

次に、款、市債、項、市債、目、民生債1,630万円の追加は、保育定員拡充に伴う施設整備費用の財源に充当するものであります。

次に、目、教育債8,770万円の減額は、公共施設整備事業債として、市民文化会館外壁改修工事及び市民プラザ外壁改修工事、及び旧市立浜町幼稚園園舎等除却事業において、がんばる地域交付金の交付が決定したことに伴うものであります。

次に、繰越明許費でございます。46ページをご覧ください。

款、民生費、項、児童福祉費、放課後児童クラブ運営事業337万2千円、保育環境向上事業780万円、子育て応援券事業2,736万6千円、保育定員拡充事業1億4,692万円、公立保育所運営事業81万4千円、こども医療助成事業3,107万2千円、款、教育費 項、教育総務費 学力調査推進事業270万3千円、中学生放課後学習支援 Kadoma ドリカム事業217万2千円、項、幼稚園費、公立幼稚園運営事業58万1千円、及び項、社会教育費、音楽と活気のあふれるまちづくり推進事業144万7千円を27年度に予算の繰り越し手続きをするものです。

次に、地方債の追加であります。47ページをご覧ください。

民間保育所等整備助成事業に伴う、社会福祉施設整備事業1,630万円の追加は、国における保育所等整備交付金を活用し、26年度へ前倒しすることに伴い、追加するものです。

次に、地方債の変更であります。

市民文化会館外壁改修工事及び市民プラザ外壁改修工事に伴う、公共施設整備事業債5,480万円の減額は、がんばる地域交付金の交付が決定したことによる変更であります。

次に、旧市立浜町幼稚園園舎等除却事業に伴う、公共施設等除却整備事業債3,290万円の減額は、がんばる地域交付金の交付が決定したことによる変更であります。

桜井委員： 43ページお願いします。

学力調査推進事業ですが、提案はどちらからありましたか。

岩佐学校教育課参事： 学校教育課からの提案でございます。

桜井委員： 学校教育課からのどういうところからの提案ですか。

岩佐学校教育課参事： 学力向上全般を担当しております教育センターが事業計画を作成しました。

桜井委員： 教育センターのどのあたりからの提案ですか。

岩佐学校教育課参事： 門真市学習到達度調査をしております担当からです。

桜井委員： 対象が小学校2年生というのが大変危ない事業だと思います。不安定な人格が増えるというのは研究の上では明らかにされていますが、御存じでしたでしょうか。

岩佐学校教育課参事： 不安定な人格が増えるということについては、勉強不足で知りませんでした。

桜井委員： 事前に説明をいただけたら、教育委員として協力ができると思います。

小学校2年生というと、安定した人格が関係の中で育って、その後にだんだんと勉強の意欲が乗ってくる時期です。小学校1年生でどんな授業をしたかという事で、小学校2年生でチェックをするという教育の大人側の意図だけで、もしお作りになったのであったら、教育センターのご見識は大変貧しいなと残念に思います。

次年度は見直し取り止めを是非お願いします。以上です。

岩佐学校教育課参事： 貴重なご意見をありがとうございます。

提案の意図としては、1つは学校からの要望があったということです。

現状門真市の学習到達度調査と全国学力学習状況調査は5、6年生だけの調査になっておりますので、どうしても学力といえは5、6年の担任だけの問題となり全校的に広まらないという状態があります。

私どもといたしましても、低学年の早いうちからつまづきを把握して、学年ごとの取りこぼしがないように確実に子ども達に力を身に付けたいという願いがありました。

保護者負担で学習到達度調査をしている学校もございます。26年度は市内の小学校2校で2年生から6年生を対象にした学力調査を実施して、授業改善に役立てているところでございます。

但し、これらの費用負担はすべて保護者の負担になっておりますので、市で実施することによって保護者の経済的負担の軽減に

なるのではないかという意図を持っていました。

今、桜井委員から子どもの発達段階、人格の安定についてのご意見をいただきまして、子どもからの視点で見ることが足りなかったと受け止めております。

次年度は、この調査を2年生で実施させていただいた上で、発達段階に応じて何が子どもにとってプラスで何がそうでないのかということ、十分検討して今後役に立てていきたいと思っております。

桜井委員： 後半はとてもありがたかったですけれど、前半のところ、低学年のつまずき取りこぼしということ自体がそもそも不安定な人格を作るということが実証的に証明されています。だから今まさに低学年のつまずき、取りこぼしを直していただきたいということです。

それは授業だけではなくて、先生方はきっと低学年の子ども達に授業をしてくださった上での門真の学力ですが、今説明されたのは点数学力というふうに聞こえるから、現場の先生にご説明になる時は、点数学力ではないという、門真が考えている学力であることをよくお伝えしていただければいいし、市民にも理解されるように一般的な点数学力ではないということを確認したいということが1点です。

それから2校がすでに保護者負担で学力テストをしているということは、私も学校視察をして、知っていますが、保護者負担となっているから、テストを止めるというのではなく、市が負担して全校でテストをするというのは、全然逆行した形になっていて、何が起こったのかという感じがします。

3つ目は、子どもからの視点というよりも、不安定な人格を作るということは、10年、20年後、将来の門真市の市民自体を不安定にしていくことに繋がるということですから、ただ単に子どもからの眼差しというような簡単な話でもありません。

それから最後の意見ですけれども、発達段階という言葉自体について、発達段階は厚生労働省や文部科学省がリスクワードとして使っていて、発達段階はすべてのその年齢の平均を取ったうえでの上か下かという考え方ですので、私が今申し上げたのは関係の人格が安定した上に気持ちが乗るということで、いわゆるデータ分析した発達段階論と違います。そこのところも是非ともプ

口ですから、共有していただいて、そのリスクをご理解いただきたいと思います。

長澤委員長： 少し確認ですが、次年度という表現は27年度を意味するのか、27年度事業で28年度を意味するのか。見直す場合、それをはっきりしておかないと1年ずれて来ますので。

岩佐学校教育課参事： 提案側としましては、27年度にはこの調査を実施し、27年度中に28年度の実施について見直しをするという意味でございます。

長澤委員長： はっきりしておかないと、誤解されると問題ですので確認をしました。

三宅教育長： 学力調査は今まで5年生で実施していたのを新しく4年生、3年生、2年生に広げていくということで、今桜井委員が指摘された部分について、2年生については色々と考えていかないといけないということがよく分かりましたが、学力調査を今まで門真の場合は授業づくりということで、教え込みの授業からしっかり考える思考力であったり、友達同意の話であったり、表現力であったりそういうことも含めた授業づくりをしていこうということで、26年度もいろいろ研究発表があったのですが、その辺のことをしっかり意識した授業公開が行われましたし、研究発表が行われました。

その上に立ってそれぞれの学年で、インプットは段々できてきているけれども、今度は確かにそれが定着しているかどうかアウトプットの方もやはりあり確かめていく必要があると思います。そのときに点数主義だけに陥らないで、色々な要素を入れたような形で学力調査の結果も分析し、そして授業づくりに役立てるといふような方向性で学力調査をやっていきたいと考えています。そういう理解でよろしくお願ひしたいと思います。

[全委員異議なく、可決]

27年度予算は、引き続き、本市がめざすべき自律発展都市の形成に向け、これまでの重点施策及びキーワード施策をより推進し、人口減少時代を見据えた定住促進の視点を意識し、事業を「選択」と「集中」により、財源を優先順位の高い分野へ戦略的にシフトさせ、さらに成長させる予算としたものでございます。

まず、教育関係予算の歳出についての概略につきまして、ご説明いたします。27年度当初予算は施設の建設や改修等により、対前年度46億5,422万6千円増の154億1,784万2千円と大幅な予算増となっており、引き続き、教育予算に重点をおいた予算編成となっております。

また、歳入につきましては、教育費国庫補助金、教育振興基金繰入金及び教育債の増額により、対前年度41億6,995万7千円増の86億9,659万8千円となっております。

次に、教育費等における各部の歳出予算額についてでございますが、学校教育部では、門真小学校プール建替工事の実施設計をはじめ、沖小学校及び第五中学校大規模改造工事、第三中学校及び第四中学校給食棟建替工事に伴い、対前年度26億3,353万円増の51億9,370万2千円となっております。

生涯学習部では、(仮称)市立総合体育館建設費等に伴い、対前年度9億2,863万1千円増の18億4,488万5千円となっております。

こども未来部では、保育定員を拡充する民間事業者に対し、保育施設等の改修に対する保育所等整備補助金及び(仮称)市立認定こども園整備費等に伴い、対前年度10億9,206万5千円増の83億7,925万5千円となっております。

それでは、27年度の教育費等当初予算の内容につきまして、学校教育部関係からご説明申し上げます。

議案書51ページの歳出をお願いいたします。

1. 教育総務費に関しまして、(1)教育委員会費は、委員会定例会等を運営する事業となっております。

(2)事務局費は、栄養士の非常勤嘱託職員3人分、給食調理員や校務員の病休等代替配置事業、及び学校事務OA化事業に対する事業費を挙げております。また、本市における教育の中長期的な目標や基本的な方向性を定め、教育方針を定める際の指針となるものとして、27年度に門真市教育振興基本計画を策定するため、教育振興基本計画策定事業を計上しております。

(3) 教育振興費は、児童、生徒の学力向上をめざして展開するための様々な経費となっており、わかる授業の推進としまして、学力向上支援員加配事業・情報教育推進事業・学力調査推進事業・きめ細かな指導を実現する35人学級事業を挙げております。また、新たに、学ぶ意欲と能力が高いにもかかわらず、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難な中学3年生の生徒に対して、学習塾を活用した学習支援を行うため、中学生放課後学習支援 Kadoma ドリカム事業を計上しております。

(4) 人権教育推進費は、進路選択に関する指導助言および自立支援通訳の派遣を行うための事業費など人権教育にかかる様々な経費となっております。

(5) 教育センター費は、適応指導教室運営事業、教職員研修事業及び教育課程研究活動などが主な事業となっております。

2. 小学校費 (1) 学校管理費は、小学校運営に関する学校園の予算配当事業、学校施設営繕事業、給食運営事業及び小学校施設整備事業などが主な事業となっております。

給食運営事業としては、古川橋小学校給食棟建替工事及び速見小学校給食棟空調設置工事に向けた実施設計を予定としております。また、小学校施設整備事業としては、門真小学校のプール建替工事及び同校南校舎撤去工事に向けた実施設計並びに沖小学校大規模改造1期工事を行う予定としております。

3. 中学校費 (1) 学校管理費につきましては、概ね小学校費と同様の事業となっております。

27年度は、第五中学校校舎等大規模改造二期工事及び第三、第四中学校給食棟建替工事が主な内容となっております。

(2) 学校建設費につきましては、門真はすはな中学校施設建設費の割賦払金となっております。

4. 保健体育費 (1) 保健体育総務費のうち、給食運営事業、学校保健事業、健康診断事業が学校教育部所管の事業となっております。

次に、歳入についてであります。議案書49ページをお願いいたします。

3. 教育費負担金は、日本スポーツ振興センターが実施する「学童災害共済制度」に加入する負担金のうち保護者負担分となっております。

6. 教育使用料は、教育センター使用料が主な項目となっております。

ります。

10. 教育費国庫補助金は、理科教育等設備整備費をはじめ、修学旅行費、医療費、特別支援教育就学奨励費等の補助金及び学校施設環境改善交付金となっております。

議案書50ページをお願いいたします。

15. 教育費府補助金は、総合相談事業交付金をはじめ、市町村医療的ケア体制整備推進事業、スクール・エンパワーメント推進事業、特別の教育課程による日本語指導推進事業及び中学校給食導入促進事業の補助金等となっております。

16. 教育費委託金は、豊かな人間性をはぐくむ取組推進事業の委託金となっております。

19. まちづくり整備基金繰入金の一部になりますが、門真小学校南校舎撤去工事实施設計及び門真小学校用地確定測量境界確定業務の委託料に充てるものでございます。

20. 教育振興基金繰入金は、きめ細かな指導を実現する35人学級事業に充てるものでございます。

21. 日本スポーツ振興センター医療費貸付金元利収入は、同貸付金の戻入金でございます。

22. 学校給食用物資購入運転資金貸付金元利収入は、同貸付金の戻入金でございます。

23. 雑入は、雇用保険個人負担金、給食用廃油売却代金、賠償保険金、及び給食棟設備等使用料でございます。

25. 教育債は、沖小学校、第五中学校大規模改造事業、古川橋及び速見小学校、第三及び第四中学校給食棟整備事業、門真小学校プール建替え等に対する学校教育施設等整備事業債等でございます。

次に、債務負担行為についてであります。議案書58ページをお願いいたします。

学校給食調理業務委託（16）につきましては、27年度から30年度までの4ヵ年事業として限度額を定める。

以上が、学校教育部所管の歳入・歳出当初予算となっております。

説明者 柴田生涯学習部長

続きまして、生涯学習部所管の27年度教育費等当初予算のご説明申し上げます。議案書53ページをお願いいたします。

総務費・総務管理費に関しまして（１）文化芸術振興費は、国際交流推進事業及び、文化芸術振興事業費、市民文化会館・市民交流会館の指定管理料等の運営事業費でございます。

教育費・１．社会教育費に関しまして（１）社会教育総務費は、社会教育振興事業をはじめ文化施設予約システム運用、文化祭や第九コンサート、歴史資料館の運営経費のほか、歴史遺産整備事業費を計上しております。

（２）青少年費は、子どもの安全見守り事業や、学校支援助地域本部事業などの子ども見守り事業、成人祭、青少年の主張、まなび舎 kids、自学自習室サタスタ事業、めざせ世界へはばたけ事業や、子ども英会話・理科講座事業などの学習支援事業等を計上いたしております。

（３）社会教育施設費は、市立文化会館の管理・運営経費でございます。

（４）公民館費につきましては、公民館の管理・運営経費でございます。

（５）図書館費は、図書館と図書館分館の管理・運営経費や読み聞かせやブックスタートの事業費のほか、第２次子ども読書活動推進計画策定事業を計上しております。

（６）市民プラザ費は、市民プラザの指定管理料と生涯学習センターの運営に関する経費でございます。

次に２．保健体育費でございます。

（１）保健体育総務費は、校区体育祭補助事業や学校体育施設開放事業、なみはやドームプール利用補助事業、スポーツレクリエーション大会事業交付金が主な事業となっております。

（２）体育施設費は、旧第六中学校運動広場や旧北小学校体育施設の管理運営経費、テニスコート・青少年運動広場の指定管理料などの体育施設の管理運営経費、及び（仮称）市立総合体育館建設経費などがございます。

次に歳入についてであります。議案書49ページをお願いします。

４．総務使用料金は、市民文化会館レストラン等使用料となっております。

６．教育使用料は、公民館をはじめ、各文化施設、体育施設の使用料となっております。

10．教育費国庫補助金は、（仮称）市立総合体育館建設に充てる

ものでございます。

14. 民生費府補助金は、ブックスタート事業に充てるものでございます。

15. 教育費府補助金は、子どもの安全見守り事業、学校支援地域本部事業、「まなび舎 Kids」及び「かどま土曜自学自習室サタスタ」事業に充てるものでございます。

17. 文化芸術振興基金繰入金は、市民文化会館（ルミエールホール）の大規模改修計画策定業務委託や修繕、備品購入などに充てるものでございます。

18. まちづくり整備基金繰入金は、（仮称）市立総合体育館建設工事、図書館耐震改修工事に充てるものとなっております。

23. 雑入は、各施設で実施している講座の受講料やプール使用料という個人負担金やスポーツ振興くじなどが主な内容となっております。

25. 教育債につきましては、（仮称）市立総合体育館建設工事の財源といたしまして、体育施設整備事業債及び住宅市街地総合整備事業債を図書館耐震改修工事の財源といたしまして公共施設整備事業債を充てております。

続きまして、議案書57ページの債務負担行為でございます。

口座振替収納業務委託（2）につきましては、施設使用料の口座振替業務委託に伴い実施いたすものでございます。

公共施設予約システム運用事業につきましては、28年度より新たなシステムを導入し実施いたすものでございます。

（仮称）市立生涯学習複合施設建設事業につきましては、27・28・29年度の3カ年事業として基本設計・実施設計を実施いたすものでございます。

海外派遣研修業務委託（4）は、英語プレゼンテーションコンテストの成績優秀者の海外研修を実施いたすものでございます。

図書館システム業務委託（3）は、28年度より新たなシステムを導入し実施いたすものでございます。

（仮称）市立体育館建設事業（土壌処理分）につきましては、市立体育館建設に伴い排出された残土の適切な処理を実施いたすものでございます。

以上が、生涯学習部所管の歳入・歳出当初予算となっております。

説明者 河合こども未来部長

議案書55ページをお願いいたします。

まず、歳出よりご説明いたします。

款、民生費のうち、6. 社会福祉費では、(1)社会福祉総務費において、職員人件費を計上し、(2)ひとり親家庭医療助成費において、ひとり親家庭に対する医療費助成に伴う公費負担等を計上いたしております。

次に、7. 児童福祉費、(1)児童福祉総務費では、特別児童扶養手当支給事業をはじめとして、国制度に基づく各種手当の支給に係る費用のほか、つどいの広場・放課後児童クラブに係る運営費用、また、家庭児童相談センターに関連した費用を計上しており、新たな業務となる保育所等の認可・確認に関する事務、第3次ひとり親家庭等自立促進計画策定事業などの新規事業分等を計上いたしております。

次に、(2)児童措置費では、主に、保育所、助産施設、母子生活支援施設への入所に係る費用のほか、私立保育所等への補助事業等を計上しており、新規事業分として、新制度への移行に伴う施設型給付事務及び保育定員拡充事業に係る費用を計上しておりますことから、約6億7千1百万円の増加となっております。

次に、(3)保育園費では、公立保育所3園の運営に係る人件費のほか、消耗品費・委託料等の運営並びに維持管理費用を計上いたしております。

次に、(4)児童通園施設費では、昨年4月に開設いたしました「こども発達支援センター」の運営に係る人件費のほか、消耗品費・委託料等の運営並びに維持管理費用に加え、新規事業となる公立認定こども園整備事業を計上しておりますことから、約4億円の増加となっております。

次に、(5)こども医療助成費では、助成に係る公費負担分等を計上しており、入・通院ともに対象年齢を3学年拡充いたしますことから、約2千5百万円の増加となっております。

次に、議案書56ページをお願いいたします。

款、衛生費、1. 保健衛生費、(1)保健衛生総務費では、未熟児養育医療給付事業に係る費用を計上いたしております。

次に、款、教育費、1. 教育総務費、(1)事務局費では、幼児教育推進事業として、幼稚園・保育園等における共通カリキュラムの策定経費を計上しており、皆増となっております。

次に、(2)人権教育推進費では、職員の研修等に係る費用を計上いたしております。

次に、2. 幼稚園費、(1)幼稚園管理費では、公立幼稚園2園の運営に係る人件費のほか、消耗品費・委託料等の運営並びに維持管理費用等を計上いたしております。

次に、(2)教育振興費では、私立幼稚園に係る保護者補助並びに就園奨励費補助に要する費用を計上いたしております。

お手数ですが、議案書49ページにお戻り願います。

次に、歳入でございますが、1. 民生費負担金では、保育所個人負担金等を計上し、2. 衛生費負担金では、未熟児医療負担金を計上いたしております。

次に、5. 民生使用料では、放課後児童クラブ及びこども発達支援センター使用料等を計上し、6. 教育使用料では、幼稚園並びに通園バス使用料を計上いたしております。

次に、7. 民生費国庫負担金では、施設型給付負担金のほか、保育所委託負担金等を、8. 衛生費国庫負担金では、未熟児養育医療給付負担金を計上いたしております。

次に、9. 民生費国庫補助金では、地域子ども・子育て支援事業補助金のほか、保育体制強化事業補助金等を、10. 教育費国庫補助金では、幼稚園就園奨励費補助金等を計上いたしております。

次に、11. 民生費委託金では、特別児童扶養手当事務取扱交付金を、12. 民生費府負担金では、施設型給付負担金のほか、保育所委託負担金等を、13. 衛生費府負担金では、未熟児養育医療給付負担金を計上いたしております。

議案書50ページをお願いいたします。

次に、14. 民生費府補助金では、放課後児童健全育成事業費補助金のほか、新子育て支援交付金等を、15. 教育費府補助金では、地域子ども・子育て支援事業補助金を計上いたしております。

次に、18. 福祉推進基金繰入金では、放課後児童クラブ運営事業に係る新制度対応分として、また、19. まちづくり整備基金繰入金では、公立認定こども園整備事業に係る財源の一部として、繰入金を計上いたしております。

次に、23. 雑入では、こども発達支援センターに係る障がい児通所給付費のほか、保育所主食負担金等を計上いたしております。

次に、24. 民生債では、公立認定こども園整備事業及び民間保育所等整備助成事業に係る財源の一部として、また、25. 教育債では、

公立認定こども園整備事業に係る財源の一部として、市債を計上いたしております。

最後に、議案書57ページをお願いいたします。

債務負担行為であります。2番目の放課後児童クラブ運営業務委託(12)のほか、同業務委託(10)及び(11)の新制度対応分、(仮称)市立南認定こども園整備事業、公立幼稚園通園バス運行管理業務委託(3)につきまして、それぞれ、期間及び限度額を定めるものでございます。

長澤委員長： 内容が多岐に渡っているので、部ごとに分けて、質疑したいと思いますがよろしいでしょうか。

[全委員異議なし]

長澤委員長： それでは、学校教育部について質疑ございましたら、お願いします。

磯和委員： 新規事業として、中学生放課後学習支援 Kadoma ドリカム事業が挙がっていますが、事業の内容について詳しく教えてください。

上甲学校教育課長： 学ぶ意欲と能力が高いにもかかわらず、経済的な理由や家庭の事情により家庭での学習が困難な中学3年生の生徒に対しまして、週2回程学習塾を活用した学習支援を行いたいと考えています。

27年度につきましては、モデルケースとして、市内6中学校から対象となる生徒25名をイメージしてやっていきたいと考えています。

場所につきましては、市民プラザで実施します。

磯和委員： 例えば科目とか、どういう事業者がするかとか、そういうイメージはありますか。

上甲学校教育課長： 科目につきましては、1回2時間で数学と英語を考えています。業者につきましては、学習塾協会に委託を考えております。

長澤委員長： 私の方から、学ぶ意欲があつて塾に通えないことを私は気になります。その判断ですね、どういうふうにして意欲はあるかど

うかの判断はどうやってされますか。

聞いてると、そこそこできる子を対象としているイメージを持ったんですけども、その辺りについてどのように考えていますか。

上甲学校教育課長： 学校の方と連携が必要になると思います。中学3年生で、高校進学、やがて大学そして、門真に有用な人材として活躍していただけるような人材を支援していきたいと考えております。

募集の要項はこれから詳細を詰めていきますが、周知の仕方も含めて、学校との連携が特に必要となります。

長澤委員長： 学力との関係、成績との関係はどうなっていますか。

上甲学校教育課長： 選考は25名を考えております。選考につきましては、学力を図るようなテストをしたいと考えています。

藤井学校教育部長： 端的に申しますと、学力については塾の方で選考をお願いしたいと考えており、意欲については学校からの推薦になるかと考えております。これも確定をしているわけではありませんが、能力については、塾の方でテストをして、その総合的な評価は、教育委員会としてやっていく。そして25名を基本無料でそういう形で支援していきたいと考えております。ただそれは学力の部分なんですけど、それと同時にそこに集まってくる生徒たちには、やはり門真でこういう事業をやっている趣旨とか、あるいは、今後のその子ども達の自分のキャリア形成みたいなところも教育委員会として管理しながら育てていきたいというふうに考えております。

長澤委員長： 学力の判定を塾に任せるとするのは、このあたりの評判とされている塾は入塾テストそのものがすごく難しい、もう何10倍の競争率です。そんなレベルでやっている、いわゆる学力的なエリートだけを優遇するのはどうでしょうか。

意欲はいいんですよ、意欲は。教育委員会では実施するのに学力だけをあまりにも捉えすぎではないかなと、学力の向上はいいんですよ。エリートを育てるような誤解というか錯覚というか、市民にそういうイメージで持たれないかなと、教育委員会としては子どもの学力全体そのものをどういうふうに、考えているんだと。

できる子を伸ばすこと、それは大事です。大事だけれどもそればかり考えているのではないかと、市民の批判が出てくるんじゃないかと心配してるんです。

発想が分からないんですよ。もともとの発想が。何でこういう発想が出てきたのか、補助金のためなのか、それならそれとはっきり言ってもらって結構だし、それとも事務局サイドで、できる子をもっと伸ばさなければならないと、そういう発想なのか、そのあたりをお願いします。

藤井学校教育部長： 大変貴重なご意見だと考えております。まずこの事業を考えていく背景に本市の子ども達が、どういう状況かということがあります。非常に生活背景が複雑である家庭が一定比率あって、そのような子ども達の経済的、あるいは家庭、地域、文化的なバックボーンが強く影響して、中学生ともなりますと能力にも随分差が出てきます。本来、自分の持っている能力を十分、伸ばすことができない子ども達が一定数存在する。そのことを学校教育の中で、保障できていけるか、伸ばすことが可能か、ということからスタートしております。

どういふのも委員長がおっしゃるように今の公教育というのは、特に門真においては、やはり底上げ、と言いますか一定の学力水準に達するというところを一番の目標に掲げてきた歴史もございます。その中で能力を持ちながら、十分、発達を学校教育の中で保障しきれていなかった学力層が一定あるんじゃないか、そこにどう手当てをしていくか、ということでございます。

また市民の方からも例えば教育の機会均等に係る就学援助等、税金を多く投入しているわけですがけれども、その一方で先ほど申しましたような一定の上位層に対する教育政策はどうなっているんだというようなことも言われています。

ということで当然、自助努力のできる家庭の方はともかくとして、塾に通う経済的余裕のない御家庭の中で、本来の能力を伸ばせていない一定の層に対して教育委員会として学校教育の枠組みとは別の枠組みの中で、手当てをしていくというかそこに対する事業を行っていくことは必要だし、市民理解は得られるのではないかなということで提案しています。

藤原委員： 学力的にしんどいと言われる生徒がいて、3年生というのは高

校の問題があるわけですね。特にしんどい生徒に対して何をするのか、どこがするのか、ということ一つも出てこない。それは何で出てこないのかというと、学校がやっているからです。学校がそのことについて、特に私学の試験が終わってもうすぐ公立の試験も始まるし、色々な課題を持っている子どもをどう活かして卒業させるのかというのは学校の大きな課題です。

特に授業が難しいと思っている生徒、学力がしんどいな、公立入試難しいなと思っている生徒はすごく学校を大事にしてるわけで、その生徒は学校の先生に任せておいて。

それなのに25名という数字がでていて、それに驚いた。そこでもし試験を受けて、不適當と言われたらどうするのか。誰がするのかということまで考えなくていいのかなと思って、することが悪いわけではなくてどちらも大事ですが、私は、特にできなくて将来のことを心配して、家の経済的なこと含めてダメだと言われている生徒をどうするのかということも大事だと思うので、そこをそうしたら学校の方にも、子どものこともしっかり見ながら3年生の担任だけではなくて、学校としても頑張ってるということを作っていければ嬉しいし、是非こういうことをやらないといけない理由ももっと全体に言った方がいいと思うが、その辺はどうですか。

誰が知るわけですか。この制度を中学3年生が知るわけですか。

長澤委員長： 付け加えて言うなら、もちろん学力のある生徒は、俗に言う学力のある生徒は、塾に行くのは当たり前で、お金がないから塾にいけないなら、市で何とかしようというところ辺が私はそういう発想が解せません。

成績が良いから塾に行きなさいということを教育委員会が言っている感じがして、勉強するために塾いきなさい、今までの門真市の教育の考え方からすると逆行していると思っています。

学力を伸ばすことを否定しているわけではありませんよ。

藤井学校教育部長： まず、周知については、各中学校に、募集の時期に学校通じて周知していきます。

それから民間塾の捉えに係わるかなと思いますが、実際に子ども達が大学進学という一つの象徴ですけれども、大学進学という自分のキャリアを積んでいく子ども達が、民間塾の活用をどれぐ

らいしているかという、正確なデータはありませんが、大手の進学塾の報告等を見ても、いわゆる進学校という高校へ進む者の大部分がやはり民間の塾を活用している現実があります。中学校の中だけで、そういう学力を付けていけるのかという部分について、現実的に考えた時に、理想としては学校教育の中で全て賄えれば良いわけですが、現状教員の多忙な問題、カリキュラムの問題、過密というわけではございませんが、カリキュラムが非常に豊富になってきている状況の中で、学校教育が果たせる部分というのは、やはり限界があろうと。そういう捉えの中で、現状民間の教育機関が果たしている役割も現実にあるわけです。そこを認めた上で教育委員会としてどのような方策がとれるのか、しかも先ほど話しましたような本市の中で、将来を担えるような人材を育てていけるという観点で、危惧はご指摘のようにございますけれども、その上で、それを両立させていくといたしますか、危惧を低減させながら、子ども達に将来の夢を持った展望を持たせるという観点でどのようなことができるかということでも考えました。

ただ今年度については、25名ということで試行ではございませんが、その実施した結果を評価しながら、来年度どうしていくかということについてはまた見直していくということをお願いしたいなと思います。

藤原職務代理者： ものすごく今引っかかってしまったのが、中学校の課題ではないという辺りが、どう先生方は思ったらいいのか。今説明したところ。25人についてはしないといけない。

中学校はどう思えばいいのですか。中学校の教員は。

そこを明確にしておかないと、学校でしなければいけないことが、どこかに飛んだら大変なことになると思う。私は。

そこをうまく抑えていかなければ、先生が動いたらダメではなくて、そこをしっかりと先生も理解しないと学校がやらなければならない一番大事なことをどうするのかということ、それをぜひ示さないといけないと思います。

でも子ども達がしっかりとした未来を見つめて、子ども達が育つ、それはそのとおり。それも中学校に求められていることです。

そこをちゃんと両立できる、2つの組織なら2つの組織がそれを両立してるということを明確にしなければいけない。それなのに塾に行かないからダメだと思ってしまうと、そこは治らない。

中学校は何をするの。もし25人が、さっき言ったみたいに全市的にそれをやると70、80人が申し込んで、25人しか行けなければ残り50人ぐらいどうするのかという話が、ないのかな。

25人でいい。絶対にそこまでは来ないということなら、それもそれだとは思いますが。そこだけです。

するのは構わないが、その結果が悪い方向で沈むような結果が出ないように、ダメなとき時にどうするのか考えないといけない。今、1年目すると言いましたが、そののところどういうふうに考えているのか。

学校の教員の多くの集まりの中で、このことをよし俺もしよかと思えるのかどうか。そこだけです。

長澤委員長： 塾の力を借りるとするのは今の流れです。そこは否定しません。

それは塾へ行かすのではなく、塾の先生に来てもらって、塾の先生のテクニックを学校も、子どもも教員も学ぶというのが一つの目的で手段だったと思うんですが、そういう例は他市にあるんですか。

塾に行くお金を、しかも学力がそこそこ上の生徒に塾へ行かすために市がお金をだすというのは。それで成功している例は。

藤井学校教育部長： 私の知っている範囲では、東京の足立区がここ何年か事業展開しています。

それと教員の問題ですが、本市の中学校教員もそうですが、色々な問題行動がある中で、これまで随分と努力してきたということは我々理解しておりますし、その中で現状として、大学への進学率が非常に低いという事実も一方であって、高校へ進学するということについても、さまざまな課題があって、高校への進学率が本市は低いということで、高校へ進学できるようにというところでは、これまではずっと学校では努力してきたことを、私どもも経験しています。その一方で、学校においても、サタスタやそれからまなび舎等で、これまで事業を展開してきました。先程申しましたような、上位層については、施策としてはできていなかったということで、そこに何らかの手立てを打ちたいという思いで、今回こういう事業を出させていただきました。

桜井委員： 別の側面から、私は公立学校というのはいい仕事をしてきたと

思います。それは塾は点数学力だけですが、特に本市の公立小学校、中学校、幼稚園の先生たちというのは、学力だけではなくてさまざまな子ども達の状況や親も引き受けながら、調整しながら支えてきた、それを学力と呼ぶかどうかは分かりませんが、いい仕事をするなどと思ってきました。

そういうのとは全然違う方法でこれから展開するのは、先ほど委員長が逆行するとおっしゃってましたが、本当にそうだなと聞きました。

一方で、公立学校が急激に世界から減っています。公立学校は民営化で、国際企業資本とか教育産業に飲み込まれています。はっきり言って今回の方法は公立学校が減っていく流れの、一端に係わる話になると思います。

例えば、北アイルランドでは、公立学校が全部なくなって、公立学校の先生達が離任しています。仕事を探すために。

日本も財務省は、公立学校を減らしたいから、足立区のように、もし本市もこれをしたら、先行事例としてやらせていくと思います。民営化がどんどん進んでいく流れに。

現実にと言われましたが、今の流れに現実に加担していけば実はだんだんと教員を減らしていく、学校を減らすということに無意識のうちに加担することになると思います。

長澤委員長： 予算に係わることなのではっきり言ってひっくり返すわけにはいきませんが、いくら教育委員会に申し出の権限があるとはいえ、一旦予算は組まないといけないと思っています。

その運用について慎重にして、2年生の学力調査ではないですが、1年で運用を見直し。それぐらいの覚悟を決めてやらないと、私が保護者の立場なら抗議しますよ。できない子を放っておくのかと。

桜井委員： もう少し慎重に、教育委員と一緒に仲間に入れて事業を作らせてもらえないかと思います。

教育委員も一緒に。

長澤委員長： 前もって、教育委員にもする時に一緒に。

磯和委員： 今日午前中視察でみらい小学校で一緒に昼ご飯食べた子ども

が、習い事何かしているのか聞いたら、大きくなったら門真っ子に行くと言っていました。

市民プラザで門真っ子をしていますよね。門真っ子はすごい認知度があり、みらい小学校から遠いのに認知度が高い。場所を同じですと、イメージがそっちに向いて、ああいうスタンスであれば、25人で数を切ってしまうと分かりませんが、塾で勉強できる子だけ伸ばすということではなくて、補習に近い形ですと行きやすいし、割合同じラインと思うと参加者も増えると思います。塾にいかない子もそれを利用できるチャンスと思います。

その運用の仕方を見てもらったら、決して私は頭から駄目だとは思いません。

藤原職務代理者： 最後に一言だけ言います。

今日第七中学校に行ってきました。土曜日サタスタ頑張ってますかと聞いたら、第七中学校で3人だけだと。そうか1学期ぐらいはクラブ活動があって3年生はたいへんだなど、でも3年生終わって、進学のこと考えるからと言うと、増えるわけがないと言われました。

現在、中学校で実施している土曜日のサタスタで、どれぐらい入っているかというたら、そんなに入っていないと思います。小学校はたくさん行ってくれていると思います。逆に言ったらものすごくいいことだと思いますが。

でも、中学生って本当に大変だと思います。時間を集めて勉強するということは。それもなかなかうまくいかない。友達を集めてするというのは、大事なことです、さっき言ったことが、心配になったり、気になったりするんでね。

今、委員長がおっしゃったように考え直してというわけにはいかない、確かにそうですね。外してくれというわけにはいかない、そうなってくると来年はするのかもしれないのかというのではなくて、これを良い方向へ持っていけないといけないと思います。

どうしたらいいのかということと一緒に考えないといけないと思うし、やり方をもう一度考えないといけないと思います。潰していくわけにはいかない、そこを何とかできることがあれば知恵を出し合いたいと思います。

最後に言っておきます。

長澤委員長： 最後ということですので、この件はこれで終わりですが、我々の思いは十分に受け取ってもらっていると思いますので、お願いします。

藤原職務代理者： 35人学級について新しくするところについては、どうですか。本市の状況は。教員を入れないとはいけませんが、来年度は何人か増えるのかどうかある程度は決まっていますか。

上甲学校教育課長： 現段階で、数はある程度決まってきましたが、今月もう少し様子を見ながら実際配置する人数を検討したいと思います。来月末には決まることとなります。

長澤委員長： それでは、続いて、生涯学習部について質疑ございましたら、お願いします。

[質疑なし]

長澤委員長： それでは、続いて、こども未来部について質疑ございましたら、お願いします。

磯和委員： こども医療助成事業がありますが、平成6年から事業を開始し、既存事業としてこども未来部になっているわけですがけれども、平成6年当時おそらく外来が3歳以下、入院が6歳児以下とかそれぐらいの子どもの医療費助成するという話からスタートしたと思います。

これが段々と本市でも小学校6年生に入院と外来両方助成する。他市においては、18歳というところが出てくるぐらいどんどんそれぞれの市で、競争というところもおかしいですけど、上へ伸ばしているところでは、これは医療の関係ですが、こども未来部という教育委員会マターのままがいいのかどうか。会計の枠組みの問題です。例えば健康福祉部の関連に移ってもらった方が良いような、内容ではないのかなと思います。こども未来部で最初スタートしたから、ここで審議するのも、こども未来部が教育委員会に入った時点で教育委員会マターになってしまっているんですが、ここにそぐわないかなと思います。将来的にどうでしょうか。

大矢こども未来部次長： まず、こども医療費助成事業初めとします諸手当の関係につきまして、予算執行的なものについては市長の権限になっております。

一方で、事務的にはこども政策課が所管をいたしておりますことから、今回予算といたしましては、こども未来部が所管しているという予算組の中で本日お示ししている資料のとおり予算は計上させていただいております。

26年の機構改革の際に、元々子ども課の中の給付グループでこども医療費助成をはじめとした諸手当助成業務を行っておりまして、その子ども課の所掌する事務につきまして、今回こども政策課、保育幼稚園課、子育て支援課の3課で、これまで1課で所掌していた事務を、非常に雑ばくに申し上げますと、3課に配分をしたという機構改革をした経緯がございます。

その際にも、これまでも医療費助成につきましては、健康福祉部の中でもさまざまな課に編成してきた経過もございまして、現状のところまだ1年が経過する中でございますので、直ちに所掌する事務を他部局に変えるでありますとか、予算の執行とかの、予算並びに所掌する事務を変えるというところまでは至っておりませんが、今後もさらにその組織機構の見直しという中では、所掌を担当しております総合政策部とも相談しながらというところで考えております。

[全委員異議なく、可決]

日程第11

議案第9号 平成27年度教育費等補正予算の見積り申出について
説明者 西岡教育総務課長

今回の補正は、いずれも議案第7号平成26年度教育費等補正予算でご説明いたしました国における交付金制度等を活用するため、27年度に実施予定していた事業を26年度に前倒したことに伴うものでございます。

まず、歳出からご説明いたします。議案書66ページからをご覧ください。

款、民生費、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、放課後児

童クラブ運営事業における放課後児童クラブ備品費86万1千円の減額、目、児童措置費、保育定員拡充事業における保育所等整備補助金1億4,692万円の減額、目、こども医療助成費、こども医療助成事業における3,107万2千円の減額、68ページの款、教育費項、教育総務費、目、教育振興費、学力調査推進事業及び中学生放課後学習支援 Kadoma ドリカム事業における487万5千円の減額、及び69ページの項、社会教育費、目、社会教育総務費 音楽と活気あふれるまちづくり推進事業における144万7千円の減額につきましては、いずれも国の交付金制度を活用するため、27年度に実施予定していた事業を26年度に前倒したことに伴うものでございます。

次に、歳入であります。64ページをご覧ください。

款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、民生費国庫補助金、4億5,673万9千円の増額については、国における保育所等整備交付金及び保育対策事業費補助金を活用するため、府補助金から振り替えを行うものであります。

次に、款、府支出金、項、府補助金、目、民生費府補助金5億8,927万6千円の減額については、国における保育所等整備交付金、保育対策事業費補助金及び地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用するため、府補助金から国庫補助への振り替えを行うものであります。

次に、款、繰入金、項、基金繰入金、目、文化芸術振興基金繰入金30万円の減額は、音楽と活気あふれるまちづくり推進事業に、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用するため減額するものであります。

次に、款、市債、項、市債、目、民生費1,310万円の減額は、国の交付金制度を活用し、26年度へ前倒しすることに伴い、1園分を減額するものであります。

次に、地方債の変更であります。70ページをご覧ください。

民間保育所等整備助成事業に伴う社会福祉施設整備事業債1,310万円の減額は、国における保育所等整備交付金を活用し、26年度へ前倒しすることに伴い、地方債表を変更するものです。

[全委員異議なく、可決]

日程第12

議案第10号 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関する規則の制定について

説明者 山こども政策課長

本件は、子ども・子育て支援法の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等の届出に関し、必要な様式等を定めるものでございます。

規則の主な内容でございます。議案書71ページをご覧ください。

第1条は規則の趣旨を、第2条には用語の定義をそれぞれ規定しております。

第3条から第6条には、特定教育・保育施設の確認の申請等に必要な様式について規定しており、第7条から第10条には特定地域型保育事業者の確認の申請等に必要な書類について規定しております。

第11条には業務管理体制の整備に関する事項の届出について、第12条には、この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めることとしております。

附則といたしまして、第1項では本規則の施行日を27年4月1日とし、第2項では、法附則第7条ただし書の規定による別段の申出は、特定教育・保育施設の別段の申出書を委員会に提出することにより行うものとしております。

なお、75ページから88ページに具体の様式についてそれぞれ規定しております。

[全委員異議なく、可決]

日程第13

議案第11号 門真市家庭的保育事業等の認可等に関する施行規則の制定について

説明者 山こども政策課長

本件は、児童福祉法の規定により、家庭的保育事業等の認可等に関し、必要な様式等を定めるものでございます。

規則の主な内容でございます。議案書89ページをご覧ください。

第1条には規則の趣旨を規定しております。

第2条には家庭的保育事業等の認可の申請について、第3条には事業を行うために必要な経済的基礎に関する基準、第4条には認可の決定等をそれぞれ規定しております。

第5条には変更の届出について、第6条には廃止又は休止の承認申請について規定しており、第7条では、この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めることとしております。

次に、附則といたしまして、本規則の施行日を27年4月1日としております。

なお、92ページから98ページに具体の様式についてそれぞれ規定しております。

[全委員異議なく、可決]

日程第14

議案第12号 門真市立保育所条例施行規則の一部改正について
説明者 森田保育幼稚園課長

議案書99ページをご覧ください。本議案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育所の保育時間を変更する必要があることから、門真市立保育所条例施行規則の一部を改正するものでございます。

具体の改正内容でございますが、100ページをごらん願います。

子ども・子育て支援法第20条第3項の規定により保育所の保育時間が一日当たり最大11時間である保育標準時間並びに一日当たり最大8時間である保育短時間に区分されたことに伴い、門真市立保育所の保育時間を変更するものです。第4条第1号の改正については、「通常保育午前8時30分から午後4時30分まで」を「門真市教育・保育給付に係る支給認定に関する規則（平成26年門真市教育委員会規則第13号。以下「支給認定規則」という。）第2条第1項第1号に定める保育必要量の認定を受けた児童午前7時30分から午後6時30分まで」に変更するものです。

次に、第2号については、「時間外保育 午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分まで」を「支給認定規則第2条第1項第2号に定める保育必要量の認定を受けた児童 午前8時30分から午後5時までの間で最大8時間」に変更するものです。

なお、附則といたしまして、本条例は、27年4月1日から施行するものとしております。

[全委員異議なく、可決]

日程第15

議案第13号 門真市立保育所延長保育実施規則の一部改正について

説明者 森田保育幼稚園課長

議案書101ページをご覧ください。本議案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、門真市立保育所の延長保育時間を変更することから、門真市立保育所延長保育実施規則の一部を改正するものでございます。

具体の改正内容でございますが、102ページをご覧ください。

子ども・子育て支援法第20条第3項の規定により門真市立保育所の保育時間を保育標準時間並びに保育短時間と規定することに伴い、延長保育時間を変更するものです。まず、第2条の改正につきましては、定義を「延長保育」とは午後6時30分から午後7時までの間に行う保育」から「延長保育」とは、午前7時30分から午後7時までの間で門真市立保育所条例施行規則第4条各号に定める保育時間以外に行う保育」に変更するものでございます。

次に、第4条の改正は、対象児童を「児童福祉法第24条第1項本文の規定により」との規定を削除するものです。

なお、附則といたしまして、本規則の施行日は、27年4月1日としております。

[全委員異議なく、可決]

日程第16

議案第14号 門真市社会教育指導員に関する規則の一部改正について

説明者 牧藪生涯学習課長

議案書103ページ及び104ページをご覧ください。

本件は、門真市社会教育指導員に関する規則のうち、委嘱条件

の一部を改正するものでございます。

主な内容でございますが、第2条第3号の「年齢は65才未満の者」を削除し、社会教育指導員の委嘱条件の範囲を拡大し、有為で経験豊かな人材を年齢で区切ることなく委嘱できるよう改正を行うものでございます。

なお、附則としてこの規則は、27年4月1日から施行し、第2条及び第3条中の「次の各号に」を「次に」に改める改正規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

長澤委員長： 現在の社会教育指導員は何名いますか。

それと規則で、社会教育主事の職務を補助し、とありますが、過去見てみると社会教育主事をおいたケースはほとんどありません。今、社会教育主事の資格を持った人が配置されているかどうか、その2点を説明して下さい。

牧菌生涯学習課長： 社会教育指導員は2名おりまして、公民館と文化会館に配置しています。

社会教育主事は1名生涯学習課に配置しております。

[全委員異議なく、可決]

日程第17

諸報告

長澤委員長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 平成27年度当初教職員数の見通し等について
説明者 上甲学校教育課長

平成27年度当初の教職員数等の見通しにつきまして、現時点での状況について口頭にて御報告申し上げます。

まず、教職員数の基礎資料になる学級数についてですが、現時点において、小学校につきましては、通常学級が現在の195学級から6学級減の189学級となっております。支援学級については、現在の51学級から2学級増の53学級を見込んでおります。教職員数

は加配等も含め12名の減を見込んでおります。

中学校につきましては、通常学級は現在の89学級から7学級減の82学級を見込んでおります。支援学級については、現在の21学級から6学級増の27学級を見込んでおります。教職員数については、加配等も含め4名の減を見込んでおります。

続いて、教職員の過欠員の状況についてですが、小学校におきましては、今年度の定数内講師の退職22名、定年退職11名、特別退職1名、普通退職6名による退職予定者が40名となっております。

なお、新規採用教員については18名の配置予定となっております。今後市内、市外への転出入の動向にもよりますが、現時点では16名の欠員予定となっております。

続いて中学校につきましては、定数内講師の退職27名、定年退職2名、特別退職4名、合計、退職予定者が33名となっております。新規の採用教員につきましては、中学につきましては9名の配置予定となっておりますので、24名の欠員になる予定でございます。

なお、現時点では、教員の様々な加配等については未確定であり、児童生徒数についても、転入・転出等で毎日のように変動しており、今後の動きによって、学級数、教員数が変わってまいります。例えば、学校によっては1学級の児童生徒数が40名、41名というような、学級数確定が微妙な学年もありますので、引き続き調査を実施し、児童生徒数の精査に努め、3月中旬には学級数を確定し、人事異動事務を行う予定としております。講師の確保につきましても努めてまいりたいと考えております。

次回、3月の教育委員会定例会におきましては、教職員人事もほぼ確定していると考えられますので、教職員人事異動の概要につきまして、資料を作成の上、再度報告させていただく予定でございます。

番号2 学校職員の不祥事について

説明者 藤井学校教育部長

事件概要といたしましては、門真市立大和田小学校の臨時主事が、27年2月13日、校内において6年生女兒が更衣する部屋にデ

デジタルカメラを設置し、動画による隠し撮りを行ったものです。

当該臨時主事は現在、警察による捜査を受けていますが、現時点で動画がネットに流れたというような事実はございません。

大和田小学校の保護者に対しましては、2月16日に全校保護者集会を開催し、校長からの事実経過及び今後の対応をご説明したところ、現在学校及び教育委員会といたしましては、児童の心のケアと保護者の信頼回復に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

今回の事件は、率先して法令を遵守すべき教育公務員が学校という教育の場で起こした卑劣な行為であり、児童の心を深く傷つけ保護者に不安を与えたことはもちろん、社会的影響も非常に大きく、市の信用も失墜させるものであり、決して許されることではありません。

教育委員会といたしましては、懲戒権を持つ大阪府教育委員会に対し、速やかに本事件の顛末を報告したところであり、今後当該職員を二度と教育の現場に戻すことがないよう、強く要望してまいり所存であります。

今回の事件により、教育委員の皆様をはじめ市民の皆様方には、多大なるご迷惑やご心配をお掛けすることとなり、深くお詫びするとともに、再発防止に向け、改めて綱紀の粛正を図るべく全教職員に指導を徹底してまいります。

誠に申し訳ありませんでした。

—すべての報告が終了—

桜井委員： 1番のことで質問です。

学級数で中学校で支援学級がプラス6になっていますけれども、昨年度はどれぐらい増えたかを教えて下さい。

結果、中学校の支援学級は全学級の3分の1になっているということですよね。

もう一つが、小学校中学校の定年退職以外の退職がそれぞれ30名近いですが、どういう理由なのか教えて下さい。

上甲学校教育課長： 中学校の支援学級ですが、25年度は年度末のデータではございませんが、19学級から21学級になっていますので、2学級増えて

います。

定年退職以外の退職につきましては、小学校は特別退職1名、普通退職6名となっています。

桜井委員： 理由は何ですか。

上甲学校教育課長： 理由はさまざまありますが、特別退職については55歳以上で退職されたらそういう扱いになります。

普通退職は、他府県の採用試験を受けて合格されて、退職されて、そちらに行かれる方とか、あるいは健康の問題で退職されるというケースもございます。

桜井委員： 50代の退職が全国的に多いのですが、そういう特徴があるのかということが知りたかったのと、つまり学年のしんどさが反映しているのかなというのが一つと、支援学級が今年プラス6になっているということは、これは結構凄いことで、状況としては、何が起きているのかなと、想像はつくんですけども。共有できたらいいと思ひまして。

上甲学校教育課長： 今、桜井委員がおっしゃった50代の退職についてであります、それぞれケースはあろうかと思いますが、例えば自分のライフプランとして55歳になったら退職するという計画を立てていた方がいるということを知っておりますし、1年残して退職される方もございます。

あとこれは稀なケースですが、体調を崩すという方もおられると聞いております。

支援学級の増につきましては、種別の数ですが、8名を超えたらクラスが増えるということで、ライン上にあるような種別のところらへんで、今年増えることになったということだと思います。

桜井委員： 普通学級がなくなるという本が出ているぐらい、それぐらい状況としては、子どもが個別化されるということがあって、まさにそれが反映している状況なので、本当にこれを続けていっていいのかなということが心配になったので、お留め下さい。お考えいただければいいかなと思います。よろしく申し上げます。

長澤委員長： 諸報告2番についてですが、大和田小学校の説明会の、その2、3日後に大和田小学校の保護者に何人かお会いする機会があったんですが、保護者の方は学校の説明は適確であったと、保護者に不安を与えることは一切なかったと思いますという声を聞いておりますので、申し上げておきます。

長澤委員長 閉会宣言 午後4時13分

門真市教育委員会会議規則第25条の規定により署名する。

門真市教育委員会

委員長 長澤 信之

署名委員 桜井 智恵子